

②
④
共通事項

②～④の支援制度はいずれも、次の要件を全て満たすものが対象です。

- 補助金の交付決定後に着手し、**令和8年2月27日(金)**までに、市に完了実績報告書を提出できる工事であること。
- 過去に、小松島市または徳島県が実施する木造住宅耐震改修支援事業などの補助を受けた住宅でないこと。
- **受付期限** 11月28日(金)まで ※土日祝日は除く ※応募が予定件数を超える場合は、申込先着順とさせていただきます。

地震による被害を最小限にするため、家具転倒防止対策等をしませんか？

⑤相談員派遣事業

ご自宅に相談員を派遣し、ご家庭の状況に応じた家具配置等の減災化対策を提案します。

■ **自己負担** 無料



⑥減災化対策支援事業

ご自宅に作業員を派遣し、危険箇所に対して家具の移動・固定等を行い、安全性を向上させます。あわせて感震ブレーカーを設置する場合、設置費用を補助します。

■ **補助金額** 補助対象工事費の5分の4以内(最大1万6千円) + 感震ブレーカー設置費用(10万円)を補助します。
※ご自身で購入した器具は対象外です。

⑤
⑥
共通事項

■ **必要要件** 市内に存する住宅(非木造住宅も含む)で、次の要件を全て満たすものが対象です。

- 現在居住している住宅(貸家の場合は所有者の同意書が必要)
- 過去に、小松島市または徳島県が実施する木造住宅耐震改修支援事業などの補助を受けた住宅でないこと。
- **申込者** 対象となる住宅の居住者で、次のいずれかの要件を満たすもの
 - 65歳以上の高齢単身世帯または高齢夫婦世帯等
 - 要介護または要支援の認定を受けている世帯
 - 障害者手帳所有者がいる世帯
- **予定件数** 10件
- **受付期限** 令和8年1月23日(金)まで ※土日祝日は除く
- **申込方法** 本人確認ができる書類(マイナンバーカード、運転免許証等)をご持参のうえ、お申し込みください。

民間建築物耐震化支援事業 木造住宅以外の建築物の耐震診断・耐震改修への助成

昭和56年5月31日以前に着工したもので、次のような民間建築物が対象です。

- 特定建築物(病院やマンションなど)
- 市が緊急一時避難所に指定したもの

※対象建築物に該当するか、事前に住宅課までご相談ください。

■ **受付期限** 9月30日(火)まで ※土日祝日は除く



民間建築物の吹付けアスベスト等の調査費用を助成します！

■ 補助対象

- 市内にある民間建築物のうち吹付けアスベスト等が施工されているおそれがあるものまたは吹付けアスベスト等(吹付けアスベストまたはアスベスト含有吹付けロックウールに限る。)が施工されているもの
- その他「小松島市民間建築物アスベスト調査・除去工事業補助金交付要綱」に定める条件に合致するもの

■ **受付期間** 4月7日(月)から11月28日(金)まで ※土日祝日は除く

■ **補助金額** 補助対象経費の10/10(上限25万円)

■ **予定件数** 1件

■ **申込方法**

まずはお気軽にお電話などでご相談ください！



調査対象資材の判断できる建築図面、現況写真および所在地の確認ができる書類(登記簿謄本等)と印鑑をご持参のうえ、お申し込みください。

■ 応募要件

- 補助金の交付決定後に着手し、令和8年2月27日(金)までに市に完了実績報告書を提出できる調査であること。
- 過去に同様の調査を補助対象経費として補助金を受けていないもの。

市住宅課(市役所2階) ☎32・2120/FAX32・7800 ✉juutaku@city.komatsushima.i-tokushima.jp